

重 要 事 項 説 明 書

(小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護 サ ー ビ ス)
(介 護 予 防 小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護 サ ー ビ ス)

あなたに対する居宅サービス・介護予防サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第 34 号第 72 条（小規模多機能型居宅介護）及び厚生労働省令第 36 号第 52 条（介護予防小規模多機能型居宅介護）に基づいて、事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 和敬会
事業者の所在地	愛知県新城市八束穂字天王 1032 番地の 2
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 太田 一平
電話番号	0 5 3 6 - 2 2 - 0 7 6 0

2 ご利用施設

施設の名称	小規模多機能型居宅介護事業所 なごみの郷
施設の所在地	愛知県蒲郡市柏原町加治替戸 3 - 1
管理者名	石原 陽子
電話番号	0 5 3 3 - 6 9 - 8 7 5 3
ファクシミリ番号	0 5 3 3 - 6 6 - 3 6 7 7

3 ご利用施設で合わせて実施する事業

事業の種類		東三河広域連合の事業者指定			利用 定数
		指定年月日	指定有効期限	事業所番号	
地域密着 型サ ー ビ ス	特別養護老人ホーム	令和 8 年 4 月 1 6 日	令和 14 年 4 月 1 5 日	2393300070	29 名
	認知症対応型共同生活介護 (注 1)	令和 8 年 4 月 1 6 日	令和 14 年 4 月 1 5 日	2393300088	18 名
	小規模多機能型居宅介護 (注 1)	令和 3 年 1 月 1 日	令和 8 年 1 2 月 3 1 日	2393300096	29 名
	通所介護 (注 2)	令和 8 年 5 月 1 日	令和 14 年 4 月 3 0 日	2373301098	1 単位目 18 名

					2 単位目 18 名
居宅	短期入所生活介護 (注 1)	令和 8 年 4 月 16 日	令和 14 年 4 月 15 日	2373301106	10 名
総合 事業	介護予防通所サービス (現行移行型)	令和 8 年 5 月 1 日	令和 14 年 4 月 30 日	2373301098	1 単位目 18 名 2 単位目 18 名
	広域型通所サービス (基準緩和型)	令和 5 年 4 月 1 日	令和 11 年 3 月 31 日	23A3300028	1 単位目 10 名 2 単位目 10 名

(注 1 については介護予防事業を一体的に行います。)(注 2 については総合事業サービスを一体的に行います。)

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	小規模多機能型居宅介護事業所なごみの郷が行う指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、小規模多機能型居宅介護事業所なごみの郷の従業者が要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）を提供することを目的とする。
事業運営の方針	指定小規模多機能型居宅介護の基本方針として、小規模多機能型居宅介護事業所なごみの郷の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において、又は事業所に通わせ若しくは短期間宿泊させることによって、家庭的な環境と地域住民との交流の下で必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。 事業の実施に当たっては、東三河広域連合・関係市町村・地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービスを行い、利用者の意欲を高めるよう

	な適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等、効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者ができることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
--	---

5 施設の概要

(1) 敷地および建物

敷地		5 8 1 0 . 0 0 m ²
建物	構造	鉄骨造 3 階建一部 P H (耐火建築物)
	延べ床面積	3 0 7 . 3 7 m ² (3 5 5 1 . 4 8 m ²)
	利用定員	(登録定員) 2 9 名 (通いサービス) 1 8 名 (宿泊サービス) 9 名

(2) その他主な設備

設備の種類	数	面積	一人あたりの面積
居間・食堂	1 室	6 5 . 8 4 m ²	3 . 6 6 m ²
台所	1 箇所	6 . 5 6 m ²	
浴室・脱衣室 (機械浴室含む)	個浴 1 室 機械浴室 1 室	3 1 . 8 8 m ²	
便所	2 箇所	8 . 1 0 m ²	
職員室	1 室	7 . 8 6 m ²	
静養室 (宿泊個室)	9 箇所	1 0 2 . 1 3 m ²	1 1 . 3 5 m ²

(注) 各部屋の配置ならびに構造については、別添のパフレットを参照してください。

6 職員体制 (主たる職員)

従業者の 職種	員 数	区 分				常 勤 換 算 後 の 人員	事 業 者 の 指 定 基準	保有資格 (※印は兼務)
		常勤		非常勤				
		専 従	兼 務	専 従	兼 務			
管理者	1		1			1	1.0	※介護福祉士
介護支援専門員	1		1				1	※介護支援専門員

							以上	
介護従業者	介護職員	10	6	2	2		10.2	7以上 ※介護福祉士 4 名
	看護職員 兼 機能訓練 指導員	3				3		1以上 ※准看護師 1 名 看護師 2 名

(注) 職員数は令和 6 年 4 月 1 日現在です。

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯 (8:00 ~ 17:00) (8:30 ~ 17:30) 常勤で勤務 (9:00 ~ 18:00)	4 週 8 休
介護支援専門員	正規の勤務時間帯 (8:30 ~ 17:30) (9:00 ~ 18:00) 非常勤で勤務	4 週 8 休
介護職員	・ 常勤の交代勤務時間帯 ① 早番 (7:00 ~ 16:00) ② 日勤 1 (8:30 ~ 17:30) (9:00 ~ 18:00) ③ 日勤 2 (10:00 ~ 19:00) ④ 遅番 1 (11:00 ~ 20:00) ⑤ 遅番 2 (13:00 ~ 22:00) ⑥ 夜勤 (22:00 ~ 8:00) ・ 日中のサービス提供時間帯 (7:00~21:00) は、原則職員 1 名あたり利用者 3 名のお世話を します。	(常勤) 4 週 8 休 (非常勤) 4 週 8 休
看護職員兼 機能訓練指導員	・ 常勤の勤務時間帯 (7:00~16:00) (8:30~17:30) (9:00~18:00) ・ 非常勤の勤務時間帯 (8:30~14:00)	同上

8 事業実施地域、営業日およびご利用の予約

通常事業の実施地域	東三河広域連合構成市町村内
営業日	365 日
営業時間	午前 7:00 から午後 9 : 00
サービス提供時間	通いサービス（午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分） 訪問サービス（24 時間） 宿泊サービス（午後 9 時 00 分から午前 7 時 00 分）
ご予約の方法	ご利用の予約は、利用を希望される期間の初日の 2 ヶ月前から受け付けております。

9 事業所サービスの概要

(1) 地域密着事業・介護予防保険給付サービス

種 類	内 容	利用料金
小規模多機能型居宅介護	介護報酬の告示上の額 （ただし、法定代理受領の場合は指定居宅介護サービス基準額の 1 割又は 2 割又は 3 割相当、法定代理受領でない場合は、指定居宅サービス基準額相当額です。）	要介護 1 10,458 単位/月 要介護 2 15,370 単位/月 要介護 3 22,359 単位/月 要介護 4 24,677 単位/月 要介護 5 27,209 単位/月 ※利用料金は月定額制です。
介護予防小規模多機能型居宅介護	介護報酬の告示上の額 （ただし、法定代理受領の場合は指定介護予防サービス基準額の 1 割又は 2 割又は 3 割相当、法定代理受領でない場合は、指定介護予防サービス基準額相当額です。）	要支援 1 3,450 単位/月 要支援 2 6,972 単位/月 ※利用料金は月定額制です。
加算	（加算料金Ⅰ） 加算単位（1 月あたり）・・・いずれも該当した場合に上記基本単位に加算されます。「 」内の加算は、介護予防も同様です。 看護職員配置加算（Ⅰ）900 単位又は（Ⅱ）700 単位又は（Ⅲ）480 単位、 訪問体制強化加算 1,000 単位、認知症加算（Ⅰ）920 単位又は（Ⅱ）890 単位又は（Ⅲ）760 単位又は（Ⅳ）460 単位、「総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）1,200 単位又は（Ⅱ）800 単位、生活機能向上連携加算（Ⅰ）100 単位又は（Ⅱ）200 単位、若年性認知症利用者受入加算（介護予防）450 単位、（要介護）800 単位、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）750 単位、（Ⅱ）640 単位、（Ⅲ）350 単位、科学的介護推進体制加算 40 単位、生産性向上推進体制加算（Ⅰ）100 単位又は（Ⅱ）10 単位」。	

	その他の加算（1日あたり）・・・いずれも該当された場合に加算されます。 「 」内の加算は、介護予防も同様です。 「初期加算 30 単位」、「認知症行動・心理症状緊急対応加算 200 単位」、「口腔・栄養スクリーニング加算 20 単位/回」、看取り連携体制加算 64 単位。 （加算料金Ⅱ） 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ・ロ又は（Ⅱ）イ・ロまたは（Ⅲ）又は（Ⅳ）として単位数に（Ⅰ）イの場合 17.1%、（Ⅰ）ロの場合 18.6%、（Ⅱ）イの場合 16.8%、（Ⅱ）ロの場合 18.3%、（Ⅲ）の場合 15.6%、（Ⅳ）の場合 12.8%を乗じた単位数が加算されます。（該当の場合・介護予防も同様） ※加算については、加算条件を満たした場合のみの算定となります。（ご利用中に加算内容の変更をする場合があります。）	
地域区分	7 級地 3%	1 単位 10.17 円として計算されます。
食事の介助	【通い・宿泊サービス】 ・利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うとともに、食事の自立についても適切な援助を行います。 ・栄養士の管理する献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 【通い・宿泊サービス】 《食事時間》 朝食 7:45 ～ 8:45 昼食 12:00 ～ 13:00 夕食 17:30 ～ 18:30 【訪問サービス】 ・ご自宅へ介護職員がお伺いし利用者の状況に応じて適切な食事の準備・介助を行うとともに、食事の自立についても適切な援助を行います。	※食費については給付対象外です。
排泄の介助	【通い・宿泊サービス】 ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な	※オムツ等の物品については、給付対象外です。

	援助を行います。 ・おむつを使用する方に対しては、随時交換を行います。 【訪問サービス】 ・ご自宅に介護職員がお伺いし利用者の状況に応じて適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。	
入浴の介助	【通い・宿泊サービス】 ・居宅における入浴が困難な利用者に対して必要な入浴サービスを行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は機械を用いての入浴も可能です。 【訪問サービス】 ・ご自宅に介護職員がお伺いし利用者の状況に応じて適切な入浴サービスを行うとともに、入浴の自立についても適切な援助を行います。	
機能訓練	【通い・宿泊サービス】 ・機能訓練指導員（所有資格准看護師）により、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。 ・利用者の心身の活性化を図るための各種サービス（レクリエーション行事、体操などのアクティビティ・サービス）を提供します。	
健康管理	【通い・宿泊サービス】 ・利用者の血圧、脈拍、体温、心身の状況などから、利用者の健康状態を把握し、各種サービスを利用するために必要な処置を行います。また、緊急等必要な場合には主治医等に責任をもって引き継ぎます。	
洗濯・掃除	【通い・宿泊サービス】 ・希望者は事業所にて衣類の洗濯サービスも	

	提供します。 【訪問サービス】 ・ご自宅に介護職員がお伺いし、利用者の状況に応じて適切な援助を行います。	
相談および援助	・当事業所は、利用者およびその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口) 管理者 石原 陽子	
送迎の介助	【通い・宿泊サービス】 ・ご自分で来所が困難な方は、リフト付の送迎車で入退所の送迎を行います。	

(2) 介護保険給付外サービス

種 類	内 容	利用料金
個室料金	・宿泊サービス利用時の個室使用料金。	・一泊 3,000 円/日
寝具リネン料金	・宿泊サービス利用時の寝具リース・リネンの使用料金。	・無料
特別な送迎	・当事業所の事業実施地域外の方で特に送迎をご希望の方にリフト付きの送迎車で送迎を実施します。	【通いサービス】 ・実施地域を越えた地点から片道 5 k m 以下、1 回につき 500 円。1 k m 増すごとに 100 円加算した額とする。 【訪問サービス】 ・実施地域を越えた時点から片道 5 k m 以下、1 回につき 300 円。1 k m 増すごとに 100 円加算した額とする。
食事の提供	・栄養士並びに介護職員等による食材の検収により、新鮮で安価な食事を提供します。	【通い・宿泊サービス】 ・朝食＝420 円/食

	・通いサービス利用者でも希望があれば夕食の提供をします。	・昼食＝588 円/食 【おやつ料金（150 円）含む】 ・夕食＝567 円/食
おむつ料金	・利用中に施設物品を使用して排泄介助を行うことがあります。	・別紙料金表参照
理 容 サ ー ビ ス	・理容、美容店からの出張散髪サービスです。	・カット＝1,000 円/回 ・顔剃り＝ 500 円/回 （男性・女性共通）
身の回り品 及び 教養娯楽費	・身の回り品及び教養娯楽費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用。 （例えば、シャンプー・リンス・レクリエーション材料費等）	・100 円/日

10 苦情等申立先

小規模多機能型居宅介護事業所 なごみの郷	苦情解決責任者	太田 貴敬（なごみの郷施設長）
	苦情受付担当者	石原 陽子（事業所管理者） 三浦 史寛（事務担当）
	ご利用時間 ご利用方法	毎日午前 9 時 00 分～午後 18 時 00 分 電話 0533－69－8753 面接 ご利用時間中随時
東三河広域 連合	窓口	介護保険課 電話 0532－26－8471
愛知県国民 健康保険団 体連合会	開設場所 窓口 開設時間	〒461－8532 名古屋市東区泉 1 丁目 6 番 5 号 苦情相談室 電話 052－971－4165 平日（祝日を除く）午前 9 時～午後 5 時

11 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施：なし

12 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「なごみの郷 消防計画」に従い、利用者の避難等適切な措置を講じます。
--------	---

平常時の訓練等	別途定める「なごみの郷 消防計画」に従い、年2回の避難訓練を利用者の方も参加して実施します。			
防火設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	31 個所
	避難階段	2 個所	非常放送設備	あり
	自動火災報知機	あり	火災通報装置	あり
	誘導灯	52 個所	避難器具	2 個所
	消火器	34 個所	非常用電源	あり
	カーテンは防煙性能のあるものを使用しています。			
消防計画等	消防署への変更届出日：令和8年1月8日 防火管理者：三浦 史寛			

13 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

付添・来訪・面会	付添・来訪者は、利用時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。
医療機関への受診	緊急時救急車対応以外の受診は、ご家族にてお願いいたします。 緊急時の送迎は事業所にて行うこともできます。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	喫煙は館内禁煙となっておりますので館外の決められた場所にてお願いいたします。飲酒はお断りいたします。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに同一建物内の居住スペース等へ立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	薬の管理は看護職員にて行います。着替え用衣類等は担当介護職員にて管理いたします。
現金等の管理	原則自己管理（小銭）でお願いいたします。
宗教活動・政治活動	事業所内で他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	事業所内へのペットの持ち込みは固くお断りします。

14 秘密保持の厳守

従業員は、業務上知りえた利用者または家族の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。（就業規則に明記し、従業員の契約書または誓約書に署名を求めます。）
--

従業員が退職後、在職中に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らすことのないように必要な措置を講じます。（退職事務手続きに明記します。）

利用者からあらかじめ文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。

15 事故・緊急時の対応方法

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、東三河広域連合、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

以上を、令和_____年_____月_____日に説明しました。

小規模多機能型居宅介護事業所なごみの郷

職名 管理者 氏名 石原 陽子 印

私は、本書面に基づいて乙の職員（職名 管理者 氏名 石原 陽子）から上記重要な事項の説明を受けたことを確認します。

令和_____年_____月_____日

利用者 _____ 住所 愛知県蒲郡市

氏名 _____ 印

利用者の家族等 _____ 住所

氏名 _____ 印

注1) 事業所利用契約における、事業所使用の際の留意事項を含みます。

注2) 担当職員名については変更する可能性があります。